

東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会設置要綱

(平成19年11月15日区長決定)

(設 置)

第1条 職員に係る重大な事故について、その原因を究明し、今後の事故防止及び区民からの信頼回復に資するため、事故の原因究明及び事故の再発防止並びに職員の綱紀の保持及び服務規律の確保についてその具体策を検討する東京都板橋区事故調査・再発防止対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を区長に報告する。

- (1) 事故の原因究明に関すること。
- (2) 事故再発防止の具体策の決定に関すること。
- (3) 職員の綱紀の保持及び服務規律の確保の具体策の決定に関すること。
- (4) その他、委員会が必要と認める事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- (1) 委員長は、副区長とする。
- (2) 副委員長は、教育長をもって充てる。
- (3) 委員は、板橋区組織規則で定める部長、会計管理者、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長の職にある者をもって充てる。

(会 議)

第4条 委員長は、必要に応じて副委員長及び委員を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、委員長の命を受け必要な事項を調査検討する幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は総務部長の職、副幹事長は総務部人事課長の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、委員長が指名する職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。
- 6 幹事長に事故あるときは、副幹事長がその職を代理する。

(検討班)

第6条 幹事会の下に、検討組織として、検討班を置くことができる。

- 2 検討班の所掌事項並びに検討班の班長及び班員は、幹事長が指名する者とする。
- 3 検討班は、幹事長の命を受け、必要な専門事項を調査検討し、幹事会に報告する。
- 4 班長が必要と認めたときは、関係職員を出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人事課が処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年11月15日から施行する。
- 2 東京都板橋区事故再発防止対策委員会設置要綱（平成5年2月26日区長決定）は廃止する。

付 則

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。